

令和 8 年度茨城県指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画（ニホンジカ）
（令和 8（2026）年 11 月 1 日から令和 9（2027）年 3 月 31 日まで）

1 背景及び目的

本県は、約 100 年間にわたりニホンジカが生息しない環境のもとで生態系が成り立ち、農林業が営まれてきた地域である。

ニホンジカの生息については、八溝山山頂に設置されたセンサーカメラにより、平成 29(2017)年にオスのニホンジカが撮影され、翌年の平成 30(2018)年にも同じ場所で前年とは別のオス個体が撮影されている。それ以降、令和 3（2021）年度は 6 件、令和 4（2022）年度に 68 件、令和 5 2023（2023）年度に 137 件、令和 6（2024）年度に 205 件、令和 7（2025）年度に 230 件、令和 8（2026）年度に 95 件の目撃情報等が確認された。目撃された地域については、県北地域の八溝山周辺地域が最も多いが、県西地域の古河市、五霞町、県南地域の取手市、守谷市など広範囲で確認されており、目撃件数の増加とともに目撃地域も拡大し、生息域の拡大が懸念される。このことから低密度ながら定着が進行しつつある、あるいは定着初期段階に移行している可能性があると判断される。

そのため、ニホンジカの個体数の増加及び生息域の拡大を防止し、生態系、生活環境及び農林業等への被害を未然に防ぐことを目的に、令和 8（2026）年 3 月に「茨城県ニホンジカ管理計画（第二種特定鳥獣保護管理計画）[第二期]」を策定し、目撃情報の収集やモニタリングなどに取り組み、監視体制を強化してきた。

本年度は、これらの目撃情報やモニタリング結果等を基に、特に定着の可能性が高まる県北地域において、効果的な捕獲に取り組む。指定管理鳥獣捕獲等事業の実施により捕獲圧を高めて個体数の抑制を図る。

2 対象鳥獣の種類

ニホンジカ

3 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域

実施区域名	住所等	選定理由	他法令等
大子町 （八溝山）	大子町	近年、ニホンジカの目撃が増えて いる区域である。定着の可能性が 高まっており、更なる生息域拡大 や被害を未然に防止するため は、捕獲圧を高める必要がある。	【自然公園地域】 奥久慈県立自然公園 【鳥獣保護区】 八溝鳥獣保護区 大子町は鳥獣被害防止 計画に基づき許可捕獲 （被害防止）を実施。

指定管理鳥獣捕獲等事業
実施区域（大子町）

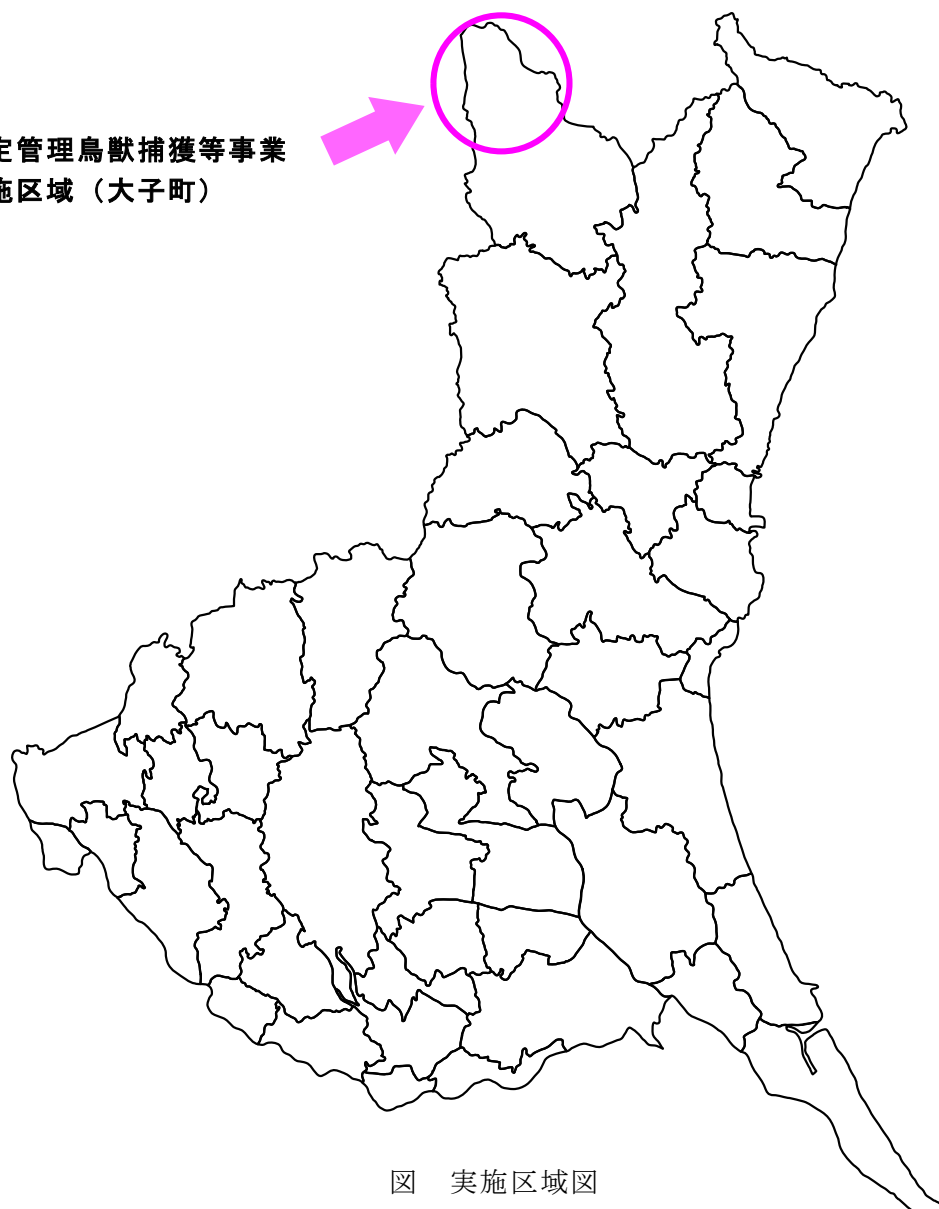


図 実施区域図

4 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間

実施区域名	実施期間
大子町（八溝山）	令和 8 (2026) 年 11 月 1 日～令和 9 (2027) 年 3 月 31 日 （うち、捕獲作業を行う期間） 上記期間のうち延べ 60 日間程度

5 指定管理鳥獣捕獲等事業の目標

実施区域名	指定管理鳥獣捕獲等事業の目標
大子町（八溝山）	捕獲数 5 頭

6 指定管理鳥獣捕獲等事業の内容

(1) 捕獲等の方法

① 使用する猟法と規模

実施区域	使用する猟法	捕獲等の規模
大子町（八溝山）	わな猟 銃猟	60日間程度 わなの架設基数、銃 猟の実施時期等、詳 細は受託者と調整の うえで決定する。

② 作業手順

【関係者との調整】

関係機関との協議を行い、事業実施に対する合意形成を図る。

【業務計画の作成】

受託者は県と協議の上、業務実施に係る具体的な内容、実施体制、安全管理の方策、工程等の計画を作成する。

【関係者・関係機関との調整・周知】

大子町、土地所有者又は土地管理者、地域住民等、実施区域内の関係者・関係機関との調整を図り、業務実施に係る許可や安全管理体制を整える。また、捕獲等の実施にあたっては実施区域内の関係者・関係機関へ周知する。

【捕獲等の実施】

本計画に基づき、認定鳥獣捕獲等事業者等に事業を委託し、捕獲を実施する。実施地域における捕獲成功率の向上を図るため、季節ごとの自動撮影カメラ情報、目撃情報等の生息情報を受託者に提供し、これに基づき捕獲場所を検討する。捕獲等の実施に際して豚熱ウイルスに対する防疫措置を講じる。

【安全管理】

受託者は捕獲従事者における、暴発、誤射、転倒、転落等の事故の防止を図る。

また、人獣共通感染症として、マダニが媒介するSFTS（重症熱性血小板減少症候群）を始めとしたマダニ媒介性感染症には十分留意すること。

【捕獲個体の処分】

捕獲個体は原則として焼却や埋設等により適切に処分する。

【錯誤捕獲の予防】

くくりわなを使用する場合は、錯誤捕獲の発生を予防、または発生した場合に当該個体への損傷を軽減し、すみやかにくくりわなの輪を広げ放獣することができるよう、締め付け防止金具を使用する。また、可能な場合はわな作動に必要な荷重を調節し、体重の軽い動物がかからないよう工夫を行う。

【錯誤捕獲への対応】

ニホンジカ以外の獣が錯誤捕獲された場合は、原則として放獣する。ただし、指定管理鳥獣であるイノシシが捕獲された場合は殺処分とする。

また、錯誤捕獲対応実施に係る作業状況、錯誤捕獲個体の捕獲年月日、捕獲場所、錯誤捕獲対応に関する情報を記録する。

なお、実施区域は特別天然記念物であるニホンカモシカが目撃されている地域であることから、錯誤捕獲時の連絡体制など、その対応には十分留意すること。

【業務報告書等の作成、捕獲情報の収集・評価】

受託者は捕獲等業務の完了後、記録された捕獲情報や作業状況等を取りまとめ、業務報告書を作成する。その際、生息状況の把握の参考とするため、捕獲努力量（CPUE）及び目撃効率（SPUE）の算出に必要な元データとして、捕獲数、目撃数、及び努力量（出猟人日またはわな稼働日数）を記録するものとする。県は報告書等をもとに、捕獲数や捕獲場所のほか、捕獲等の方法などの結果から、指定管理鳥獣捕獲等事業の効果及び妥当性を検証し、より効果的な実施方法について検討する。

（２）捕獲等をした個体の放置に関する事項（実施する場合に限る。）

① 放置する必要性

実施しない。

② 放置の内容

放置する時期	放置する区域	放置する数	捕獲等の方法
実施しない。			

- （注） 1 放置する時期は、捕獲等をした個体を放置する行為を行う期間を記載する。
2 放置する区域は、可能な限り詳細で具体的な地域名を記載し、図面を添付する。
3 放置する数は、見込み数の上限を記載する。
4 捕獲等の方法は、銃猟にあっては必ず非鉛弾を使用する旨を記載する。

③ 生態系、住民の安全、生活環境及び地域の産業への配慮事項

実施しない。

（３）夜間銃猟に関する事項（実施する場合に限る。）

① 夜間銃猟をする必要性

実施しない。

② 夜間銃猟の内容

実施区域	実施日時・時間	銃猟の方法	実施者
実施しない。			

③ 安全管理体制、住民の安全管理及び生活環境への配慮事項等

実施しない。

7 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施体制

【実施主体】 茨城県

【実施方法】 業務委託

【委託の範囲】

事前調査の実施、業務計画書の作成、捕獲等の準備・調整及び実施、捕獲個体の処分、捕獲情報等の記録、業務報告書の作成

【委託先】

認定鳥獣捕獲等事業者、又は法人であって、認定鳥獣捕獲等事業者と同等以上の技能及び知識並びに安全管理を図るための体制を有し、委託しようとする指定

管理鳥獣捕獲等事業を適性かつ効率的に実施できると認められる者

【体制】

学識経験者、動物生態学研究者を委員とする指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画（ニホンジカ）検討委員会において、計画の策定、結果の把握及び評価並びに計画の改善に関する助言を受けることとする。

8 住民の安全を確保し、又は指定区域の静穏を保持するために必要な事項

（１） 住民の安全の確保のために必要な事項

住民や関係者への事業実施の周知を、大子町と連携して広報等により行い、わな設置時は注意喚起看板の掲示をする。捕獲実施期間中は毎日の見回り、もしくは同等の捕獲確認措置を徹底する。

また、銃猟においては、事業実施前に関係機関に周知を行うとともに、実施区域周辺に注意看板を設置するなど、事故の未然防止を図る。

（注）住民の安全の確保のために必要な事項として、想定する事項を記載する。

（２） 指定区域の静穏の保持に必要な事項

特定猟具使用禁止区域（銃）内では、止めさしの場合においても銃器の使用を原則として認めない。

9 その他指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するために必要な事項

（１） 事業において遵守しなければならない事項

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に加え、その他の関係法令を遵守する。

（２） 事業において配慮すべき事項

捕獲個体は原則として持ち帰り焼却処分することとする。地形的要因等により持ち帰りが困難な場合は現地に埋設する。埋設する場合には、捕獲個体が風雨等により容易に露出しない深さまで埋め、また埋設場所を水源から離す等により、生態系及び生活環境に影響を与えないよう配慮する。

（３） 地域社会への配慮

地域住民にニホンジカ捕獲等の必要性について理解を得るよう努める。また、安全管理を徹底して行い、事故等の発生を防ぐ。